

		改 正 後							
〔 1 ～ 5 略〕	附 則								
<p>6 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第一に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識は、公安委員会が設置するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">種 類 <small>番号</small></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">表 示 す る 意 味</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">設 置 場 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帶の設けられた道路において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に係る車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は平成</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に係る車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいよう</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいよう</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">〔 1 ～ 5 同上〕</td></tr> </tbody> </table> <p>〔項を加える。〕</p>	種 類 <small>番号</small>	表 示 す る 意 味	設 置 場 所	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帶の設けられた道路において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に係る車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は平成	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に係る車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいよう	行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいよう	〔 1 ～ 5 同上〕	附 則	
種 類 <small>番号</small>	表 示 す る 意 味	設 置 場 所							
交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帶の設けられた道路において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に係る車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は平成	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に係る車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいよう	行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内において、人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいよう	〔 1 ～ 5 同上〕						
		改 正 前							

三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一

(1—A)

大会関係車両等専用通行帯

項に規定する組織委員会が交付したものに限る。」を付けたもの（以下「大会関係車両」という。）その他公安委員会が指定する自動車が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として

大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。

大会関係車両等専用通

通行帯等優先係車両	大会関係車両	
	(2-A)	(1-B)
右に同じ。	<p>交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路線バス等の優先通行帯（（<u>令第二百七十号</u>）第十条の規定により大会関係車両を指定した場合に限り。以下この項において同じ。）であることを表示すること。</p>	<p>者道を有する道路については、歩道、自転車道又は自転車歩行者の車道側）</p>
路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必		行帶の前面及び大会関係車両等専用通行帶内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者の車道側）

専用通行帯等 (1-A)	大会関係車両等 (1-B)
-----------------	------------------

備考

(2-B)

重要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）

一 別表第一備考二の規定は、この表の設置場所の欄について準用する。

二 大会関係車両等専用通行帯の項に規定する標章の様式は、国家公安委員会が定める。

令和二年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。

〔項を加える。〕

標識に係る図示の記号について、同表備考一の(二)の1及び9、同表

(1)(B) 「及び「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制

備考 別表第二備考一の(一)の1の規定は「大会関係車両等専用通行帯		優先通行帯等 (2-A)	
		優先通行帯等 (2-B)	

備考一の(三)の3の(3)、同表備考一の(五)の1及び8の(3)、同表備考三、同表備考四の一の1、2、4及び7並びに同表備考四の(二)の規定は図示の様式について、それぞれ準用する。

令和二年九月三十日までの間は、規制標示の種類、設置場所等は、

別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

種類	番号	表 示 す る 意味	設 置 場 所
大会関係車両等専用通行帯	(1)	交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、大会関係車両その他公安委員会が指定する自動車が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点
			【項を加える。】

大会関係車両等優先通行帯	交通法第二十条の二第一項の道路標示により、路線バス等の優先通行帯（）
(2)	大会委員会が道路交通法施行令第十条の規定により大会関係車両を指定した場合に限る。以下この項において同じ。）であることを表示すること。

令和二年九月二十日までの間は、規制標示の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

文 字 色彩	大 会 専 用 通 行 帶 (1)
白	文 字 色彩
文 字 色彩	大 会 優 先 通 行 帶 (2)

備考 別表第六備考一の一及び(二)、同表備考二並びに同表備考五の規定は、図示の様式について準用する。

〔項を加える。〕

別表第一（第三条関係）

別表第二（第三条関係）

備考　表中の「」の記載は注記である。

別表第一（第三条関係）

案内標識	「同上」
警戒標識	「同上」
規制標識	「同上」
指示標識	「同上」
補助標識	「同上」

[